



常総市議会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

常総市議会議長 中村安雄



- 1 日時 令和3年7月1日（木） 午前10時
- 2 場所 常総市水海道諏訪町3222番地3 常総市議会議場
- 3 事件名 議案第44号 常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について
- 4 意見を述べる時間 20分以内
- 5 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数 1人
- 6 傍聴 新型コロナウイルス感染拡大防止のため傍聴は不可とさせていただきます。御理解くださいますよう、お願い申し上げます。